

機械設備点検整備業務共通仕様書

令和5年4月

独立行政法人 水資源機構

目 次

第1章 総 則.....	1
第1節 総 則.....	1
1-1-1 適 用.....	1
1-1-2 用語の定義.....	1
1-1-3 設計図書の照査等.....	6
1-1-4 工程表.....	6
1-1-5 提出図書.....	6
1-1-6 業務計画書.....	7
1-1-7 管理記録の整理.....	8
1-1-8 受注者の点検結果の誤謬.....	8
1-1-9 受注者による発注者の図面の使用.....	8
1-1-10 監督員.....	8
1-1-11 現場技術員等.....	8
1-1-12 管理技術者.....	9
1-1-13 業務の着手.....	9
1-1-14 再委託.....	9
1-1-15 受注者相互の協力.....	10
1-1-16 調査・試験に対する協力.....	10
1-1-17 業務の一時中止.....	11
1-1-18 設計図書の変更等.....	11
1-1-19 履行期間の変更.....	11
1-1-20 支給材料及び貸与品.....	12
1-1-21 現場発成品.....	13
1-1-22 建設副産物.....	13
1-1-23 監督員による確認及び立会等.....	14
1-1-24 業務報告書.....	15
1-1-25 業務履行写真.....	15
1-1-26 完了検査.....	15
1-1-27 既済部分検査等.....	16
1-1-28 履行管理.....	16
1-1-29 履行報告.....	17
1-1-30 履行中の安全確保.....	17
1-1-31 爆発及び火災の防止.....	20
1-1-32 後片付け.....	20

1-1-33	事故報告書等	21
1-1-34	環境対策	21
1-1-35	交通安全管理	23
1-1-36	諸法令等の遵守	25
1-1-37	官公庁等への手続等	28
1-1-38	履行時期及び履行時間の変更	28
1-1-39	提出書類	29
1-1-40	貸与図書等	29
1-1-41	保険の付保及び事故の補償	29
1-1-42	臨機の措置	30
1-1-43	機械設備の操作	30
1-1-44	疑義	30
1-1-45	発注者の誤謬	30
1-1-46	守秘義務	31
第2章 機器及び材料		32
第1節 総則		32
2-1-1	一般事項	32
2-1-2	機器	33
2-1-3	材料	33
2-1-4	見本・品質証明資料	34
第3章 共通履行		35
第1節 点検		35
3-1-1	目的	35
3-1-2	点検の構成	35
3-1-3	点検方法	35
3-1-4	点検作業	35
3-1-5	点検記録の作成	36
3-1-6	計測器具等	36
3-1-7	定期点検（月点検）	37
3-1-8	定期点検（年点検）	37
3-1-9	臨時点検	37
第2節 整備		37
3-2-1	目的	37
3-2-2	整備方法	37
3-2-3	整備作業	37

3-2-4	整備記録の作成	37
3-2-5	定期整備	38
第4章	水門設備	39
第1節	総則	39
4-1-1	適用	39
4-1-2	一般事項	39
第2節	点検	39
4-2-1	点検方法及び項目	39
4-2-2	定期点検（月点検）	39
4-2-3	定期点検（年点検）	40
4-2-4	臨時点検	40
4-2-5	点検要領	40
第5章	揚排水ポンプ設備	43
第1節	総則	43
5-1-1	適用	43
5-1-2	一般事項	43
第2節	点検	43
5-2-1	点検方法及び項目	43
5-2-2	定期点検（月点検）	43
5-2-3	定期点検（年点検）	44
5-2-4	臨時点検	44
5-2-5	点検要領	44
第6章	管理用機械設備	47
第1節	総則	47
6-1-1	適用	47
6-1-2	一般事項	47
6-1-3	点検要領	47
第2節	昇降設備	47
6-2-1	エレベータ	47
6-2-2	モノレール	48
6-2-3	インクライン	49
第3節	係船設備	50
第4節	堤内排水設備	50
第5節	水質保全設備	50

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-1 適 用

1. 適用業務

機械設備点検整備業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注する水門設備、揚排水ポンプ設備、管理用機械設備、その他これに類する機械設備点検整備業務（以下「業務」という。）に係わる機械・電気通信設備点検整備業務請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2. 優先事項

特記仕様書、契約図面及び業務数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。

3. 設計図書間の不整合

特記仕様書、契約図面及び業務数量総括表の間に相違がある場合、又は契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は、監督員に確認して指示を受けなければならない。

4. 業務の継続

受注者は、信義に従って誠実に業務を履行し、監督員の指示がない限り業務を継続しなければならない。ただし、契約書に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。

5. 設計図書等の単位

設計図書は、S I 単位を使用するものとする。

また、受注者は、実施仕様書及びその他監督員に提出する書類等全てS I 単位を使用するものとする。

なお、S I とは、国際単位系をいう。S I 単位については、S I 単位と非S I 単位が併記されている場合は（ ）内を非S I 単位とする。非S I 単位の使用が認められているものについては、この限りではない。

6. J I S 規格

J I S 規格とは、日本産業規格をいう。

また、設計図書のJ I S 製品記号は、J I S の国際単位系（S I）移行（以下「新J I S」という。）に伴い、すべて新J I S の製品記号としているが、旧J I S に対応した材料を使用する場合は、旧J I S 製品記号に読み替えて使用できるものとする。

1-1-2 用語の定義

1. 発注者

発注者とは、契約職又は分任契約職をいう。

2. 監督員

監督員とは、契約書第8条第1項の規定に基づき発注者が選任し、その役職及び氏名

を受注者に通知した者をいい、統括監督職員、主任監督職員、主任監督職員代理及び監督職員を総称していう。受注者には主として、主任監督職員、主任監督職員代理及び監督職員が対応する。

3. 統括監督職員

統括監督職員とは、業務の監督を統括し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議及び関連業務等の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認める場合における契約職又は分任契約職に対する報告等を行うとともに主任監督職員、主任監督職員代理及び監督職員の指揮監督を行う者をいう。

4. 主任監督職員

主任監督職員とは、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、業務材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む）で重要なものの処理、関連業務等の調整（重要なものを除く）、設計図書の変更（重要なものを除く）、一時中止又は打ち切りの必要があると認める場合における統括監督職員への報告を行うとともに、主任監督職員代理及び監督職員の指揮監督を行う者をいう。

5. 主任監督職員代理

主任監督職員代理とは、監督職員のうちから主任監督職員代理として指定されるもので、主任監督職員に事故がある場合にその職務を代って行う者をいう。

6. 監督職員

監督職員とは、主に受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、業務材料試験の実施（重要なものは除く。）を行い、設計図書の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認める場合における主任監督職員及び主任監督職員代理への報告を行う者をいう。

7. 契約図書

契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。

8. 設計図書

設計図書とは、仕様書、契約図面、業務数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

9. 仕様書

仕様書とは、各業務に共通する共通仕様書と各業務ごとに規定される特記仕様書を総称していう。

10. 共通仕様書

共通仕様書とは、点検方法、使用材料の品質、数量等の業務を履行する上で必要な技術的要求、業務内容を説明したもののうち、定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

11. 特記仕様書

特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、業務の履行に関する明細又は業務に固有の技術的要求を定めたものをいう。

なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。

12. 契約図面

契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。

13. 現場説明書

現場説明書とは、業務の入札に参加する者に対して発注者が当該業務の契約条件等を説明するための書類をいう。

14. 質問回答書

質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。

15. 図 面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図、3次元データ等をいう。

なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。

16. 実施仕様書

実施仕様書とは、設計図書に基づき、受注者が仕様を明確にするために作成する書面をいう。

17. 業務数量総括表

業務数量総括表とは、業務の履行に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

18. 指 示

指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、業務の履行上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

19. 承 諾

承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により同意することをいう。

20. 協 議

協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

21. 提 出

提出とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

22. 提 示

提示とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員又は検査員に対し、業務に係わる書面、又はその他の資料を示し、説明することをいう。

23. 報 告

報告とは、受注者が監督員に対し、業務の履行に関する事項又は結果について、書面により知らせることをいう。

24. 通 知

通知とは、発注者又は監督員と受注者又は管理技術者の間で、業務の履行に関する事項について、書面により知らせることをいう。

25. 受 理

受理とは、提出又は通知された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

26. 連 絡

連絡とは、監督員と受注者又は管理技術者の間で、契約書第5条（条件変更等）に該当しない事項又は緊急で伝達する必要のない事項について、口頭、ファクシミリ、電子メール等の署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。

なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

27. 納 品

納品とは、受注者が監督員に業務完了までに成果品を納めることをいう。

28. 電子納品

電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。

29. 情報共有システム

情報共有システムとは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。

30. 書 面

書面とは、手書き、印刷物等による業務打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知又は受理が行われた帳票については、署名又は押印がなくても有効とする。

また、緊急を要する場合には、ファクシミリ、電子メール等により伝達することができるものとするが後日書面を提出するものとする。

31. 業務履行写真

業務履行写真とは、業務着手前及び業務完了、また、履行管理の手段として各業務の履行段階及び業務完了後目視できない箇所の履行状況、各種計測値、履行中の災害写真等を撮影したものをいう。

なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」（平成29年1月30日付け国技建管第10号）に基づき実施しなければならない。

32. 帳 票

帳票とは、業務計画書、業務打合せ簿、業務報告書等の定型様式の資料及び業務打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。

33. 業務書類

業務書類とは、業務履行写真及び帳票をいう。

34. 契約関係書類

契約関係書類とは、契約書の定めにより監督員を経由して受注者から発注者へ、又は受注者へ提出される書類をいう。

35. 電子成果品

電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをい

う。

36. 業務関係書類

業務関係書類とは、契約図書、契約関係書類及び業務書類をいう。

37. 確 認

確認とは、契約図書に明示した事項について、監督員、検査員又は受注者が臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書等との適合を確かめることをいう。

38. 立 会

立会とは、契約図書に明示した事項について、監督員が臨場により、その内容について契約図書等との適合を確かめることをいう。

39. 段階確認

段階確認とは、設計図書に明示した履行段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

40. 完了検査

完了検査とは、検査員が契約書第26条に基づいて給付完了の確認を行うことをいう。

41. 検査員

検査員とは、契約書第26条第2項の規定に基づき、完了検査、指定部分完了検査又は既済部分検査を行うために発注者が定めた者をいう。

42. 同等以上の品質

同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定がない場合、監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は監督員の承諾した品質をいう。

なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。

43. 履行期間

履行期間とは、契約図書に明示した業務を履行するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

44. 業務開始日

業務開始日とは、履行期間の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。

45. 業務着手

業務着手とは、業務開始日以降の実際の業務のための準備に着手することをいう。

なお、着手する初日を業務着手日という。

46. 業 務

業務とは、点検及び整備、又はそれらの一部をいう。

47. 点 検

点検とは、設備の損傷や性能・機能低下等を発見するために実施する作業をいう。

48. 整 備

整備とは、既設の機械設備について、その機能の維持若しくは機能の向上を目的として行う部品取替又は機器調整等を行うことをいう。

49. 現 場

現場とは、業務を履行する場所及び業務の履行に必要な場所並びに設計図書で明確に指定される場所をいう。

50. 現場発生品

現場発生品とは、業務の履行により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

1-1-3 設計図書の照査等

1. 資料の貸与

受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に契約図面の原図若しくは電子データ及びその他の資料を貸与することができる。ただし、「共通仕様書」、「機械設備管理指針」等、市販・公表されているものについては、受注者が備えなければならない。

2. 設計図書の照査

受注者は、履行前及び履行途中において、設計図書の照査を行い、下記に該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

また、受注者は監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

- (1) 仕様書、契約図面、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等、契約図書等に明示した自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- (5) 設計図書で明示していない履行条件について、予期することのできない特別な状態が生じたこと。

3. 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

1-1-4 工程表

受注者は、契約書に規定する工程表を作成し、監督員を経由して発注者に提出しなければならない。

1-1-5 提出図書

1. 受注者は、次の図書を監督員に提出しなければならない。

- (1) 業務着手前に提出するもの。
 - ① 業務計画書
- (2) 業務着手前に提出し承諾を受けるもの。
 - ① 業務材料等
 - ② その他特記仕様書に記載したもの
- (3) 業務進捗にあわせて提出するもの。
 - ① 特記仕様書に記載したもの
- (4) 業務完了前に提出するもの。
 - ① 業務報告書

- ② 業務履行写真
- ③ その他特記仕様書に記載したもの

1-1-6 業務計画書

1. 一般事項

受注者は、業務着手前に本業務を履行するために必要な手順等についての業務計画書を監督員に提出しなければならない。

受注者は、業務計画書を遵守し、業務の履行にあたらなければならない。この場合、受注者は、業務計画書に以下の事項について記載しなければならない。

また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記し提出するものとする。ただし、受注者は簡易な業務においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 業務概要
- (2) 実施仕様書
- (3) 設備仕様一覧表
- (4) 計画工程表
- (5) 業務履行要領
 - ① 点検整備要領
 - ② 管理基準
 - ③ 計測要領
 - ④ 管理運転手順書
 - ⑤ 確認・立会要領
 - ⑥ 施設操作の操作手順・誤動作防止等安全対策
 - ⑦ 防災情報等の異常値配信防止対策
- (6) 業務組織表
- (7) 緊急時の体制及び対応
- (8) 工程管理
- (9) 写真管理
- (10) 安全管理
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 産業廃棄物の適正処理方法
- (15) その他

2. 変更業務計画書

受注者は、業務計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該業務に着手する前に変更に関する事項について、変更業務計画書を監督員に提出しなければならない。

3. 詳細業務計画書

受注者は、業務計画書を提出した際、監督員が指示した事項について、さらに詳細な業務計画書を提出しなければならない。

1-1-7 管理記録の整理

受注者は、履行した業務の内容等について、機械設備等保守管理記録簿へ必要事項を適正に記入し、監督員に提出しなければならない。

なお、機械設備等設備管理記録の様式については、機械設備点検整備業務報告書作成要領によるが、詳細は別途監督員の指示による。

1-1-8 受注者の点検結果の誤謬

1. 受注者責任

受注者は、発注者又は監督員からの図面、仕様書又はその他書面による資料の誤り以外、受注者の点検結果のいかなる誤謬若しくは脱漏又は故障につながる現象の見落としに対して責任を負うものとする。

なお、監督員が点検の結果報告を承諾したことで、受注者のいかなる責任も軽減する理由とはならない。

2. 受注者費用負担

受注者は、受注者の故障等の見落とし、受注者の責任となる誤謬及び脱漏の結果に伴い招いた損害を補填するいかなる費用をも負担するものとする。

1-1-9 受注者による発注者の図面の使用

受注者は、発注者又は監督員から提供された設計図書及びその他追加資料を、発注者の同意を得ないで、業務の履行目的以外の使用、複製又は第三者に開示してはならないものとする。

1-1-10 監督員

1. 監督員の権限

当該業務における監督員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。

2. 監督員の権限の行使

監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

1-1-11 現場技術員等

受注者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した現場技術員又は監督補助員（以下「現場技術員等」という。）の配置が明示した場合には、次の各号によらなければならない。

なお、委託先及び業務を担当する現場技術員等については、監督員から通知するものとする。

(1) 受注者は、現場技術員等が監督員に代わり現場に臨場し立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。

また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

(2) 現場技術員等は、契約書第8条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし監督員から受注者に対する指示又は通知等を現場技術員等を通じて行うことがある。この際は監督員から直

接指示又は通知等があったものと同様に取扱わなければならない。

(3) 監督員の指示により、受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、現場技術員等を通じて行うことができるものとする。

1-1-12 管理技術者

1. 一般事項

受注者は、管理技術者を定め、契約図書に基づき業務に関する一切の事項を処理するものとする。

2. 要件

管理技術者は、業務の履行に関し、技術上の管理をつかさどるに必要な知識と経験を有する技術者でなければならない。

3. 名札等の着用

管理技術者は、現場内において顔写真、所属会社及び社印の入った名札等を見易い所に着用するものとする。名札は図1-1-1を標準とする。

管 理 技 術 者	
<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 5px;"> 写真 2 cm × 3 cm 程度 </div>	氏 名 ○○ ○○ 業 務 名 ○○○○ 履 行 期 間 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 受 注 者 名 ○○○○○○
	<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; display: inline-block; text-align: center; vertical-align: middle;"> 印 </div>

[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

[注2] 所属会社の社印とする。

図1-1-1 名札の標準図

1-1-13 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める業務始期日以降 30 日以内に業務着手しなければならない。

1-1-14 再委託

1. 主たる部分

契約書第6条に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれらを再委託してはならない。

- (1) 業務の履行についての総合的な業務計画、履行管理、点検手法の決定及び技術的判断等。
- (2) 点検結果に基づくデータ解析及び技術的所見。

2. 軽微な部分

契約書第6条に規定する「軽微な部分」とはコピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理等をいい、これらの再委託にあたって、受注者は発注者の承諾を必要としない。

3. 再委託者の要件

再委託者について、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 機構の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者である場合には、業務履行の当該水系において指名停止期間中でないこと。
- (2) 再委託者は、当該再委託業務の履行能力を有すること。

1-1-15 受注者相互の協力

受注者は、契約書第3条の規定に基づき、隣接業務等又は関連業務等の受注業者と相互に協力し、履行しなければならない。

また、他事業者が履行する関連業務等が同時に履行される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-1-16 調査・試験に対する協力

1. 一般事項

受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。

2. 公共事業労務費調査等

受注者は、当該業務が発注者の実施する公共事業労務費調査又は公共工事機械設備労務者賃金実態調査の対象業務となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。

また、履行期間経過後においても同様とする。

- (1) 調査票等に必要事項等を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
- (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合には、その実施に協力しなければならない。
- (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- (4) 対象業務の一部について再委託契約を締結する場合には、当該再委託業務の受注者（当該再委託業務の一部に係る二次以降の再委託人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

3. 諸経費動向調査

受注者は、当該業務が発注者の実施する公共工事機械設備共同調査（諸経費動向調査）の対象業務となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。

また、履行期間経過後においても同様とする。

4. 施工実態調査

受注者は、当該業務が発注者の実施する公共工事機械設備共同調査（施工実態調査）の対象業務となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。

また、履行期間経過後においても同様とする。

5. 独自の調査・試験を行う場合の処置

受注者は、現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督

員に説明し、承諾を得なければならない。

また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

1-1-17 業務の一時中止

1. 一般事項

発注者は、契約書第16条に基づき次の各号に該当する場合には、事前に受注者に対して通知したうえで、必要とする期間、業務の全部又は一部の履行について一時中止をさせることができる。

なお暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による業務の中断については、1-1-42 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

(1) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため業務の続行を不相当と認めた場合

(2) 業務着手後、環境問題等の発生により業務の続行が不相当又は不可能となった場合

(3) 第三者、受注者、作業員及び監督員の安全のため必要があると認める場合

2. 発注者の中止権

発注者は、受注者が契約図書に違反した場合、監督員の指示に従わない場合又は監督員が必要と認めた場合には、業務の中止内容を受注者に通知し、業務の全部又は一部の履行について一時中止させることができるものとする。

1-1-18 設計図書の変更等

1. 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

2. 設計図書の変更に伴う請負代金額の変更

業務の契約後、業務内容の変更が生じた場合においては、発注者又は受注者の発議による協議のうえ、設計図書の内容変更並びに請負代金額の変更を行うことができるものとする。ただし、受注者からの発議に基づく設計図書の内容変更のうち、設計図書に示した目的及び機能が同等と監督員が判断し、承諾した設計図書の内容については請負代金額の変更を行わないものとする。

この場合、監督員は必要に応じ受注者に対し、これらの技術的証明又は必要な資料の提出を求め、打合せを行うものとする。

3. 請負代金額の変更を伴う設計図書の内容変更

請負代金額の変更を伴う設計図書の内容変更は、次によるものとする。

(1) 監督員の指示により、設計図書に明示した業務条件、業務内容の変更を行った場合、発注者と受注者の協議のうえ、指示した日を基準日とし変更するものとする。

(2) 請負代金額の変更は、設計図書に明示した仕様並びに数量を基本として、変更に係わる部分についてのみ行うものとする。

1-1-19 履行期間の変更

1. 一般事項

契約書第14条第7項、第15条第5項、第16条第1項、第17条及び第18条第1項の規定に基づく履行期間の変更について、契約変更前に当該変更が契約書第19条の履行期間変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。

2. 設計図書の変更等

受注者は、契約書第15条第5項及び第16条第1項に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において履行期間変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第19条第2項に定める協議開始の日までに履行期間の変更に関して監督員と協議しなければならない。

3. 業務の一時中止

受注者は、契約書第16条第3項に基づく業務の全部若しくは一部の履行が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において履行期間変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第19条第2項に定める協議開始の日までに履行期間変更に関して監督員と協議しなければならない。

4. 履行期間の延長

受注者は、契約書第17条に基づき履行期間の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において履行期間変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第19条第2項の定める協議開始の日までに履行期間変更協議書を監督員に提出しなければならない。

5. 履行期間の短縮

受注者は、契約書第18条第1項に基づき履行期間の短縮を求められた場合、第1項に示す事前協議において履行期間変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、協議開始の日までに履行期間の変更に関して監督員と協議しなければならない。

1-1-20 支給材料及び貸与品

1. 一般事項

受注者は、支給材料及び貸与品の提供を受けた場合は、支給・貸与物品受領書を所定の様式により作成し監督員を通じて発注者に提出するものとし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2. 受払状況の記録

受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

3. 支給品精算書

受注者は、業務完了時（完了前にあっても業務工程上支給品の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給品精算書を監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

4. 貸与機械の使用

受注者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める工事中機械貸付基準又は簡易な

機械貸付要領による。

5. 引渡場所

契約書第14条第1項に規定する「引渡場所」については、設計図書又は監督員の指示によるものとする。

6. 返還

受注者は、契約書第14条第9項又は設計図書に定める「不用となった支給材料又は貸与品の返還」の規定に基づき返還する場合、監督員の指示に従うものとする。

なお、受注者は、返還が完了するまで支給材料及び貸与品の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

7. 修理等

受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。

8. 流用の禁止

受注者は、支給材料及び貸与品を他の業務等に流用してはならない。

9. 所有権

支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

1-1-21 現場発生品

1. 一般事項

受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書又は監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、併せて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

2. 設計図書以外の現場発生品の処置

受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督員に連絡し、監督員が引き渡しを指示したのものについては、監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、併せて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

1-1-22 建設副産物

1. マニフェスト

受注者は、廃油等の産業廃棄物が搬出される業務にあたっては産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示しなければならない。

2. 法令遵守

受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱の改正について」（平成14年6月12日付け14技第140号）、「再生資源の利用の促進に関する法律の施行について」（平成3年12月26日付け3技第129号）、「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について」（平成18年6月13日付け18技第32号）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

3. 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を履行場所に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、

業務計画書に含め監督員に提出しなければならない。

4. 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等を履行場所から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、業務計画書に含め監督員に提出しなければならない。

5. 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、業務完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

1-1-23 監督員による確認及び立会等

1. 確認・立会依頼書の提出

受注者は、設計図書に従って監督員の立会が必要な場合は、事前に確認・立会依頼書を所定の様式により監督員に提出しなければならない。

2. 監督員の立会

監督員は、必要に応じ、履行場所において立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

3. 確認及び立会の準備等

受注者は、監督員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。

4. 確認及び立会の時間

監督員による確認及び立会の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合は、この限りではない。

5. 遵守義務

受注者は、契約書第8条第2項第3号、第12条第2項、第13条第1項の規定に基づき、監督員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあっても、契約書第31条に規定する義務を免れないものとする。

6. 段階確認

段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

(1) 受注者は、設計図書に明示した履行段階においては、段階確認を受けなければならない。

(2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、予定時期等）を監督員に提出しなければならない。

また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は段階確認を受けなければならない。

(3) 受注者は段階確認に臨場するものとし、監督員の確認を受けた書面を、業務完了時まで提出しなければならない。

(4) 受注者は、監督員に完了時不可視になる履行箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

7. 段階確認の臨場

監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。

この場合において、受注者は、監督員に履行管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。

8. 確認及び立会の項目

発注者又は監督員による確認及び立会等の項目は、設計図書に示すとおりとする。

また、監督員による確認及び立会等の実施について通知があった場合には、受注者は、確認及び立会等を受けなければならない。

1-1-24 業務報告書

受注者は、各点検又は整備終了時に業務報告書を作成し、提出するものとする。

作成にあたっては、設備・機器の現状、状況変化やデータ経過等の把握及び将来における効率的、効果的な保守管理を行うための傾向管理データとして利用できるような点検結果をとりまとめるものとし、機械設備点検整備業務報告書作成要領により作成するものとする。

なお、電子納品については監督員と協議するものとする。

1-1-25 業務履行写真

受注者は、各点検又は整備終了時に監督員に提出しなければならない。

業務履行写真を電子媒体で提出する場合には、「デジタル写真管理情報基準」(国土交通省)によるものとする。

1-1-26 完了検査

1. 完了届の提出

受注者は、契約書第26条の規定に基づき、完了届を作成し監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

2. 完了検査の要件

受注者は、完了届を監督員を通じて発注者に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

(1) 設計図書(追加、変更指示も含む。)に示されるすべての業務が完了していること。

なお、追加、変更指示の手続きは契約書による。

(2) 設計図書により義務付けられた業務履行写真、業務関係図書及び業務報告書等の資料の整備がすべて完了していること。

(3) 契約変更を行う必要が生じた業務においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

3. 検査日の通知

発注者は、完了検査に先立って、監督員を通じて受注者に対し検査日を通知するものとする。

4. 検査内容

検査員は、監督員及び受注者の臨場のうえ、業務を対象として契約図書と対比し、履行状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行うものとする。

5. 修補の指示

検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。

6. 補修期間

修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第26条第2項に規定する期間に含めないものとする。

7. 適用規定

受注者は、当該業務の完了検査については、1-1-23第3項の規定を準用する。

1-1-27 既済部分検査等

1. 一般事項

受注者は、契約書第28条に基づく部分払いの確認の請求を行った場合、又は契約書第29条の指定部分の業務完了の通知を行った場合は、既済部分又は指定部分に係わる検査を受けなければならない。

2. 部分払いの請求

受注者は、契約書第28条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に業務の出来高に関する資料を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

3. 検査内容

検査員は、監督員及び受注者の臨場のうえ、業務を対象として業務の出来高に関する資料と対比し、履行状況について書類、記録及び写真等を参考にして検査を行うものとする。

4. 修補

受注者は、検査員の指示による修補については、1-1-26第5項の規定に従うものとする。

5. 適用規定

受注者は、当該既済部分検査等については、1-1-23第3項の規定を準用する。

6. 検査日の通知

発注者は、既済部分検査等に先立って、監督員を通じて受注者に対し検査日を通知するものとする。

1-1-28 履行管理

1. 一般事項

受注者は、業務計画書に示される点検手順に従って業務を履行しなければならない。また、業務が設計図書に適合するよう十分な履行管理を行わなければならない。

2. 履行管理体制の確立

受注者は、契約図書に適合するよう業務を履行するために、自らの責任において、履行管理体制を確立しなければならない。

3. 履行管理内容

受注者は、発注者が定める機械設備管理指針及び機械設備工事施工管理基準により履行管理を行うものとする。

なお、機械設備管理指針に定められていない事項については、監督員と協議のうえ、履行管理を行うものとする。

4. 信頼性の確保

受注者は、業務の履行にあたっては、当該機械設備の点検を着実に行うとともに、点検の結果、異常が確認されない場合であっても、設備の機能及び安全上において十分満

足した状態であるか常に意識し、当該機械設備の信頼性確保に努めるものとする。

5. 標示板の設置

受注者は、履行に先立ち現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、業務名、実作業期間、発注者名、受注者名及び電話番号を記載した標示板を設置し、実作業完了後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合又は一般通行人が通行することのない現場かつ短時間で実作業が完了するものについては、監督員の承諾を得て省略することができる。

6. 整理整頓

受注者は、履行期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

7. 周辺への影響防止

受注者は、履行に際し現場周辺及び他の構造物並びに施設等へ影響を及ぼさないよう履行しなければならない。

また、影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。

なお、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

8. 良好な作業環境の確保

受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

また、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所及び現場事務所等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

9. 発見・拾得物の処置

受注者は、履行中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。

10. 工程管理

受注者は、計画工程表に基づき、規定の履行期間内に業務が円滑に完了するよう工程管理を行わなければならない。

11. 情報共有化

受注者は、契約図書に情報共有システム活用の明示がある場合、監督員及び受注者の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。

また、情報を交換・共有するにあたっては、情報共有システム（ASP）を活用することとし、最新版の「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」に基づくこととする。

なお、業務で使用する情報共有システムは、最新版の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。

1-1-29 履行報告

受注者は、契約書第10条の規定に基づき、業務履行報告書を所定の様式により作成し、監督員に提出しなければならない。

1-1-30 履行中の安全確保

1. 安全指針等の遵守

受注者は、「土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）」、「建設機械施工安全技術指針（国土交通省総合政策局建設施工企画課長平成17年3月31日）」、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（（社）日本潜水協会）」、「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」及び「JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）」を参考にし、常に業務の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該業務の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

2. 支障行為等の防止

受注者は、履行中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為又は公衆に支障を及ぼす等の行為をしてはならない。

3. 建設工事公衆災害防止対策要綱

受注者は、国が定める「建設工事公衆災害防止対策要綱」（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

4. 使用する建設機械

受注者は、業務に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。

5. 周辺への支障防止

受注者は、履行場所及びその周辺にある地上、地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

6. 防災体制

受注者は、豪雨、出水、土石流及びその他天災に対しては、天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかななくてはならない。

また、履行期間中において、降雨等による出水の情報を監督員から受けた場合は、直ちに復旧作業を行い設備の運転操作が可能な状態にしなければならない。

なお、復旧の程度については、監督員の指示によるものとする。

7. 第三者の立入り禁止措置

受注者は、履行場所付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

8. 安全巡視

受注者は、履行期間中、安全巡視を行い、履行区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。

9. 作業中断時の体制

受注者は、業務の履行期間中、作業中断時及びその日の業務終了時等、作業現場を離れる場合には、当該機械設備の機能確保の確認を行わなければならない。

なお、業務内容により、機能確保の困難な作業期間等において監督員の承諾を得た場合にはこの限りではない。

10. 安全研修・訓練等

受注者は、業務着手後、作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、現場作業に応じた安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事もできる。ただし、研修・訓練等に割り当てる時間については、業務の実態を考慮し監督員と協議することができる。

また、点検を実施しない月がある場合においては、当該月の安全教育を省略できるものとする。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 当該業務内容等の周知徹底
- (3) 業務安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 当該業務における災害対策訓練
- (5) 当該業務現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

また、新規作業員入場の際は、随時、安全に関する教育を実施するものとする。

11. 業務計画書

- (1) 受注者は、履行計画の立案にあたっては、既往の気象記録及び出水記録並びに地形等現地の状況を勘察し、防災対策を考慮のうえ、履行方法及び履行時期を決定し、業務計画書に記載しなければならない。
- (2) 受注者は、業務の内容に応じた安全教育・訓練等の具体的な計画を作成し、業務計画書に記載しなければならない。

12. 安全教育・訓練等の記録

受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は業務報告等に記録した資料を整理及び保管し、監督員の請求があった場合には直ちに提示するものとする。

13. 関係機関との連絡及び調整等

- (1) 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署、消防署等の関係者及び関連機関と緊密な連絡を取り、履行中の安全を確保しなければならない。
- (2) 受注者は、履行場所が隣接し又は同一場所において別途業務等がある場合は、受注者間の安全履行に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うものとする。

14. 安全衛生協議会の設置

監督員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。

15. 安全優先

受注者は、履行中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、労働安全衛生規則（労働省令第32号）、クレー

ン等安全規則（労働省令第34号）、あるいは電気設備技術基準（通産省令第61号）等に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

16. 災害発生時の応急処置

受注者は、災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。

17. 地下埋設物等

受注者は、履行場所に地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。

18. 不明の地下埋設物等の処置

受注者は履行中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に報告し、その処置については占有者全体の現場確認を求め、管理者を明確にしなければならない。

19. 地下埋設物件等の損害時の措置

受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し応急措置をとり補修しなければならない。

なお、補修については、関係機関及び発注者と協議のうえ行うものとする。

20. 機械設備操作に対する措置

受注者は、履行にあたって、機械設備の運転停止や通電停止、起動装置の施錠等の安全措置を作業内容に応じて適切に講じなければならない。

1-1-31 爆発及び火災の防止

1. 危険物の使用

受注者は、危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、消防法等関係法令を遵守しなければならない。

また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。

2. 火気の使用

(1) 受注者は、火気の使用を行う場合は、履行中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を業務計画書に記載しなければならない。

(2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

(3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

(4) 受注者は、草刈等により発生した草等を野焼きしてはならない。

1-1-32 後片付け

受注者は、業務の全部又は一部の完了に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ撤去し、現場及び業務に係わる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するものものを除く。

また、検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

なお、このための費用は受注者の負担とする。

1-1-33 事故報告等

受注者は、履行中に、人身事故及び第三者に損害を与えた事故、又は機械設備や周辺地域に影響を及ぼす事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、別に定める様式（事故報告書）で、指示する期日までに提出しなければならない。

1-1-34 環境対策

1. 環境保全

受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年7月14日62技第50号）、関係法令並びに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、業務計画及び業務の履行の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

2. 第三者対応

受注者は、環境への影響が予知された場合又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に連絡しなければならない。

また、第三者からの環境問題に関する意見や指摘等に対しては、受注者は、1-1-37第6項及び第8項の規定に従い対応しなければならない。

3. 注意義務

受注者は、業務の履行に伴い、第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかつたか否かの判断をするための資料を監督員に提出しなければならない。

4. 水中への落下防止措置

受注者は、水中に業務で使用する資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。

また、業務で使用した廃材、残材等を水中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。

5. 排出ガス対策型建設機械

受注者は、業務の履行に当たり次の表1-1-1に示す一般工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改正平成22年3月18日付け国総施第291号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号）」若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

表1-1-1

機 種	備考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁、施工機全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

6. 特定特殊自動車の燃料

受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。

また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。

なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、再委託者等に関係法令等を遵守させるものとする。

7. 低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策指針」（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、履行時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。

8. 特定調達品目

受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正 法律第36号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。

(1) グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。

なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督員と協議する。

また、その調達実績の集計結果を監督員に提出するものとする。

なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督員の指示による。

(2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（資材（材料及び機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること）に留意すること。

1-1-35 交通安全管理

1. 一般事項

受注者は、運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に、第三者に損害を与えないようにしなければならない。

なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第24条によって処置するものとする。

2. 輸送災害の防止

受注者は、特殊車両の通行にあたっては、車両による土砂、資材及び機械等の輸送を伴う業務については、道路管理者及び所轄警察署と事前に協議を行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。

3. 交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る業務の履行にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（令和3年6月改正 内閣府・国土交通省令第2号）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準について」（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、「道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について」（局長通知平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び「道路工事保安施設設置基準（案）」（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

4. 公衆交通の確保

受注者は、公衆の交通の自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。

また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により履行を中断するときには、許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

5. 水上輸送

業務の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には、本条の「道路」は水門又は水路に関するその他の構造物と読み替え、「車両」は船舶と読み替えるものとする。

6. 作業区域の標示等

受注者は、業務の履行にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知等、必要な安全対策を講じなければならない。

また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。

7. 水中落下支障物の処置

受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちにその物体を取り除かなければならない。

なお、直ちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険個所を明示し、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。

8. 作業船舶機械故障時の処理

受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。

なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。

9. 通行許可

受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（平成31年3月改正 政令第41号）第3条における表1-1-2に示す一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。

また、道路交通法施行令（令和3年6月改正政令第172号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

表1-1-2 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m（ただし、指定道路については4.1m）
重量 総重量	20.0t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t）
軸重	10.0t
隣接軸重	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t
の合計	（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り

輪荷重	合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t)、1.8m以上の場合は20t
最小回転半径	5.0t 12.0m

1-1-36 諸法令等の遵守

1. 諸法令の遵守

受注者は業務の履行にあたり、関係する諸法令、基準等を遵守し、業務の円滑なる進捗を図るとともに、諸法令等の適用・運用は受注者の責任と費用負担において行わなければならない。

なお、主な法令・基準等は以下に示すとおりである。

・法令

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| (1) 会計法 | (令和元年5月改正 法律第16号) |
| (2) 建設業法 | (令和3年5月改正 法律第48号) |
| (3) 下請代金支払遅延等防止法 | (平成21年6月改正 法律第51号) |
| (4) 労働基準法 | (令和2年3月改正 法律第14号) |
| (5) 労働安全衛生法 | (令和元年6月改正 法律第37号) |
| (6) 作業環境測定法 | (令和元年6月改正 法律第37号) |
| (7) じん肺法 | (平成30年7月改正 法律第71号) |
| (8) 雇用保険法 | (令和3年6月改正 法律第58号) |
| (9) 労働者災害補償保険法 | (令和2年6月改正 法律第40号) |
| (10) 健康保険法 | (令和3年6月改正 法律第66号) |
| (11) 中小企業退職金共済法 | (令和2年6月改正 法律第40号) |
| (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 | (令和2年3月改正 法律第14号) |
| (13) 出入国管理及び難民認定法 | (令和3年6月改正 法律第69号) |
| (14) 道路法 | (令和3年3月改正 法律第9号) |
| (15) 道路交通法 | (令和2年6月改正 法律第52号) |
| (16) 道路運送法 | (令和2年6月改正 法律第36号) |
| (17) 道路運送車両法 | (令和3年5月改正 法律第37号) |
| (18) 砂防法 | (平成25年11月改正 法律第76号) |
| (19) 地すべり等防止法 | (平成29年6月改正 法律第45号) |
| (20) 河川法 | (令和3年5月改正 法律第31号) |
| (21) 海岸法 | (平成30年12月改正 法律第69号) |
| (22) 港湾法 | (令和4年3月改正 法律第7号) |
| (23) 港則法 | (令和3年6月改正 法律第53号) |
| (24) 下水道法 | (令和3年5月改正 法律第31号) |
| (25) 航空法 | (令和3年6月改正 法律第65号) |
| (26) 公有水面埋立法 | (平成26年6月改正 法律第51号) |
| (27) 軌道法 | (令和2年6月改正 法律第41号) |

- | | |
|-------------------------------|----------------------|
| (28) 森林法 | (令和2年6月改正 法律第41号) |
| (29) 環境基本法 | (令和3年5月改正 法律第36号) |
| (30) 火薬類取締法 | (令和元年6月改正 法律第37号) |
| (31) 大気汚染防止法 | (令和2年6月改正 法律第39号) |
| (32) 騒音規制法 | (平成26年6月改正 法律第72号) |
| (33) 水質汚濁防止法 | (平成29年6月改正 法律第45号) |
| (34) 湖沼水質保全特別措置法 | (平成26年6月改正 法律第72号) |
| (35) 振動規制法 | (平成26年6月改正 法律第72号) |
| (36) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | (令和元年6月改正 法律第37号) |
| (37) 文化財保護法 | (令和3年4月改正 法律第22号) |
| (38) 砂利採取法 | (平成27年6月改正 法律第50号) |
| (39) 電気事業法 | (令和2年6月改正 法律第49号) |
| (40) 消防法 | (令和3年5月改正 法律第36号) |
| (41) 測量法 | (令和元年6月改正 法律第37号) |
| (42) 建築基準法 | (令和3年5月改正 法律第44号) |
| (43) 都市公園法 | (平成29年5月改正 法律第26号) |
| (44) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 | (令和3年5月改正 法律第37号) |
| (45) 土壌汚染対策法 | (平成29年6月改正 法律第45号) |
| (46) 駐車場法 | (平成29年5月改正 法律第26号) |
| (47) 海上交通安全法 | (令和3年6月改正 法律第53号) |
| (48) 海上衝突予防法 | (平成15年6月改正 法律第63号) |
| (49) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | (令和3年5月改正 法律第43号) |
| (50) 船員法 | (令和3年6月改正 法律第75号) |
| (51) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 | (平成30年6月改正 法律第59号) |
| (52) 船舶安全法 | (令和3年5月改正 法律第43号) |
| (53) 自然環境保全法 | (平成31年4月改正 法律第20号) |
| (54) 自然公園法 | (令和3年5月改正 法律第29号) |
| (55) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 | (令和3年5月改正 法律第37号) |
| (56) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 | (令和3年5月改正 法律第36号) |
| (57) 河川法施行法 | (平成11年12月改正 法律第160号) |
| (58) 技術士法 | (令和元年6月改正 法律第37号) |
| (59) 漁業法 | (令和3年5月改正 法律第47号) |
| (60) 漁港漁場整備法 | (平成30年12月改正 法律第95号) |
| (61) 空港法 | (令和元年6月改正 法律第37号) |
| (62) 計量法 | (平成26年6月改正 法律第69号) |
| (63) 厚生年金保険法 | (令和3年6月改正 法律第66号) |

- (64) 航路標識法 (令和3年6月改正 法律第53号)
- (65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (66) 最低賃金法 (平成24年4月改正 法律第27号)
- (67) 職業安定法 (令和元年6月改正 法律第37号)
- (68) 所得税法 (令和3年5月改正 法律第37号)
- (69) 水産資源保護法 (平成30年12月改正 法律第95号)
- (70) 船員保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)
- (71) 著作権法 (令和3年6月改正 法律第52号)
- (72) 電波法 (令和3年3月改正 法律第19号)
- (73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
(令和3年6月改正 法律第42号)
- (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和3年6月改正 法律第58号)
- (75) 農薬取締法 (令和元年12月改正 法律第62号)
- (76) 毒物及び劇物取締法 (平成30年6月改正 法律第35号)
- (77) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
(令和2年6月改正 法律第42号)
- (78) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
(平成29年5月改正 法律第41号)
- (79) 公共工事の品質確保の促進に関する法律
(令和元年6月改正 法律第35号)
- (80) 警備業法 (令和元年6月改正 法律第37号)
- (81) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
(令和3年5月改正 法律第37号)
- (82) ダイオキシン類対策特別措置法 (平成26年6月改正 法律第72号)
- (83) 悪臭防止法 (平成23年12月改正 法律第122号)
- (84) 製造物責任法 (平成29年6月改正 法律第45号)
- (85) エネルギーの使用の合理化に関する法律 (平成30年6月改正 法律第45号)
- ・ 基準等
 - (1) 日本産業規格 (JIS)
 - (2) 日本電機工業会規格 (JEM)
 - (3) 機械設備工事共通仕様書 (水資源機構)
 - (4) 機械設備工事施工管理基準 (水資源機構)
 - (5) 土木工事安全施工技術指針 (国土交通省)
 - (6) 建設機械施工安全技術指針 (国土交通省)
 - (7) 電気設備に関する技術基準を定める省令 (経済産業省)
 - (8) 自家用電気工作物保安規程 (経済産業省)
 - (9) 河川管理施設等構造令 (平成25年6月改正 政令第214号)
 - (10) 国土交通省河川砂防技術基準 (国土交通省)

2. 法令違反の処置

受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に

及ばないようにしなければならない。

3. 不適当な契約図書の処置

受注者は、当該業務の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり、矛盾していることが判明した場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。

1-1-37 官公庁等への手続等

1. 一般事項

受注者は、履行期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

2. 関係機関への届出

受注者は、業務の履行にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。

3. 諸手続の提示、提出

受注者は、諸手続きにおいて、許可、承諾等を得た時は、その書面を監督員に提示しなければならない。

なお、監督員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。

4. 許可承諾条件の遵守

受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合、これを遵守しなければならない。

なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員と協議しなければならない。

5. コミュニケーション

受注者は、業務の履行に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

6. 第三者対応

受注者は、地元関係者等から業務の履行に関して意見や指摘等があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。

7. 交渉時の注意

受注者は、地方公共団体、地域住民等と業務の履行上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。

また、受注者は交渉に先立ち、監督員に連絡のうえ、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。

8. 交渉内容明確化

受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1-1-38 履行時期及び履行時間の変更

1. 履行時期等の変更

受注者は、設計図書に履行時期又は時間が定められている場合でその時期等を変更する必要がある場合は、事前に監督員と協議するものとする。

2. 休日又は夜間作業の連絡

受注者は、設計図書に履行時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を付した書面により監督員に提出しなければならない。ただし、現道上の作業については書面により提出しなければならない。

1-1-39 提出書類

1. 一般事項

受注者は、提出書類を契約書及び共通仕様書により作成し、監督員に提出しなければならない。

これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない。

2. 監督員を経由しない書類

契約書第8条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、請負代金額に係る請求書、代理受領承諾願、監督員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

3. 変更書類

受注者は、提出書類の内容に変更を生じた場合は、その都度変更書類を提出しなければならない。

4. 詳細書類

受注者は、監督員が特に指示した事項については、さらに詳細な書類を提出しなければならない。

5. 提出の省略

受注者は業務の種類や規模等により提出することが不要と判断できる書類は、監督員の承諾を受けたうえで提出を省略できるものとする。

6. サンプル等

監督員は、技術的な確認が必要な場合、受注者に対し技術資料・サンプル等の提出を求めることができる。

7. 電子納品

電子納品は、「機械設備保守点検業務の電子納品運用ガイドライン」（国土交通省）に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で提出するものとする。

成果品の提出の際は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出するものとする。

1-1-40 貸与図書等

受注者は、貸与を受けた完成図書等は善良なる管理のもとに使用保管するものとし、発注者の許諾のない限り契約遂行目的以外の使用、複製又は第三者に開示してはならない。

1-1-41 保険の付保及び事故の補償

1. 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2. 補 償

受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対し

て責任をもって適正な補償をしなければならない。

1-1-42 臨機の措置

1. 一般事項

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督員に報告しなければならない。

2. 天災等

監督員は、天災等に伴い、業務の履行に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1-1-43 機械設備の操作

1. 一般事項

受注者は、履行に伴い、機械設備の運転・操作を行う場合は、事前に監督員へ連絡するものとする。

なお、運転・操作終了時又は緊急時においては、設備を所定の状態に戻すこととする。ただし、点検前の状態に戻すことが設備の安全上、機能上好ましくない場合は監督員と協議するものとする。

2. 誤操作の防止

受注者は、誤操作を防止するため、操作責任者を定め、操作責任者以外は操作を行わないものとする。

また、履行中は、始動ロックの処置をし、操作盤に「点検中」の表示板等を掲げるものとし、遠方監視操作制御設備等がある設備については、遠方側にも「点検中」の表示板を掲げる等の事故防止を行うものとする。

3. 対外的影響への留意

受注者は、履行中における設備の誤操作、誤信号の外部への発出をすることがないよう十分に留意しなければならない。

対外的影響が想定される運転・操作については、必要に応じ監督員の立会を求め、十分な確認・監視体制を確保するものとする。

4. 操作スイッチ等の位置確認及び復旧

受注者は、あらかじめ点検を行う前に電源ブレーカや運転操作に関するスイッチ類の位置を確認記録し、点検終了時は点検前の所定の位置に戻すとともに監督員へ報告するものとする。

なお、設計図書に点検終了後のスイッチ類の位置が記載されている場合はその限りではない。

1-1-44 疑義

受注者は、仕様書等について疑義がある場合は、速やかに監督員に報告し、協議のうえ、決定するものとする。

1-1-45 発注者の誤謬

発注者は、発注者又は監督員により提供された発注者の図面、その他の文書による資料及び設計変更の指示事項に対して責任を負うものとする。

また、発注者は発注者の図面、資料、指示事項に誤りがあり、設計変更を必要とする場合、契約書第16条に基づき請負金額の変更を行うものとする。

1-1-46 守秘義務

受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

第2章 機器及び材料

第1節 総則

2-1-1 一般事項

1. 適用

受注者が業務の対象物に使用する機器、材料及び部品等（以下「機器等」という。）は、構造、性能、機能について設計図書及び設計図書に記載された基準の品質又は同等以上の品質を有し、J I S又はその他関係する規格基準に合格した機器等を使用しなければならない。ただし、監督員が承諾した機器等については除くものとする。

2. 機器等の形状

受注者が業務に使用する機器等については、設計図書に明示された形状、寸法、品質、性質、機能等を有しているもので、かつ、錆、腐食、変質、変形等の異常がないものとしなければならない。

3. 設計図書に明示されていない機器等の使用の承諾

受注者が業務に使用する設計図書に明示されていない機器等は、次の規格又はこれと同等以上の品質を有しているものとし、あらかじめ監督員の承諾を受けなければならない。

- (1) 日本産業規格（J I S）
- (2) 電気規格調査会基準規格（J E C）
- (3) 日本電機工業会規格（J E M）
- (4) 日本電池工業会規格（S B A）
- (5) 日本電線工業会規格（J C S）
- (6) 日本溶接協会規格（W E S）
- (7) 日本水道協会規格（J W W A）
- (8) 日本ダクタイル鉄管協会規格（J D P A）
- (9) 空気調和衛生工学会規格（S H A S E）

4. 機器等

受注者は、業務に使用する機器等については、日本国内で調達可能なものとし、将来とも修理、交換等に支障のないよう、配慮したものを使用しなければならない。

5. 海外の機器等の品質証明

受注者は、海外で生産された機器等のうちJ I Sマーク表示品以外の機器等を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督員に提出しなければならない。

6. 新技術・新素材の採用

受注者は、設備の操作性、信頼性等を向上する目的で使用する新技術・新素材について、現在及び将来の技術動向を見極めたうえで、信頼性、耐久性等の検討を行いそれらが設計図書で明示された機能を満足する場合は、監督員の承諾を得て採用することができる。

7. 中等の品質

契約書第12条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するもの、又は監督員がこれと同等以上の品質を有すると認めたものをいう。

8. 機器等の品質証明

受注者は、業務に使用する機器等の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備、保管し、監督員から請求のあった場合は、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

また、設計図書において事前に監督員の確認を受けるものと提示された機器等の使用にあたっては、品質証明書と照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。

9. 試験を行う機器等

受注者は、設計図書において試験を行うこととしている機器等について、JIS又は設計図書で指示する方法により、試験を実施し、その結果を監督員に提出しなければならない。

なお、JISマーク表示品については試験を省略できる。

10. 機器等の保管

受注者は、機器等を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。

なお、材質の変質により機器等の使用が不相当と監督員から指示された場合には、これを取替えるとともに、新たに搬入する機器等については、再度確認を受けなければならない。

2-1-2 機器

1. 新品の使用

業務目的物に使用する機器は、新品でなければならない。

2. 製造業者の証明書等

当該業務に使用する機器については、製造業者の規格証明書又は試験成績書を提出しなければならない。

3. 銘板

受注者は、主要機器に、製造者名、製造年月、形式、製造番号、仕様を明記した銘板を取付けなければならない。

2-1-3 材料

1. 材料

受注者は、業務に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員又は検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。

なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に

替えることができる。ただし、油脂類についてはこの限りではない。

2. 防食処理

異種金属を組み合わせて使用する場合等の腐食が発生しやすい状況で金属材料を使用する場合は、適切な防食処理を行わなければならない。

2-1-4 見本・品質証明資料

受注者は、設計図書において監督員の試験若しくは承諾を受けて使用することを指定された材料について、見本又は品質を証明する資料を、材料を使用するまでに監督員に提出し、承諾を受けなければならない。

なお、J I Sマーク表示品については、J I Sマーク表示状態の承諾とし見本又は品質を証明する資料の提出は省略できる。

第3章 共通履行

業務は、機械設備の目的、使用条件を考慮して十分機能を発揮できるように安全確実に履行するものとし、別に定める「機械設備管理指針」及び「機械設備工事共通仕様書」に準ずるほか、次によるものとする。

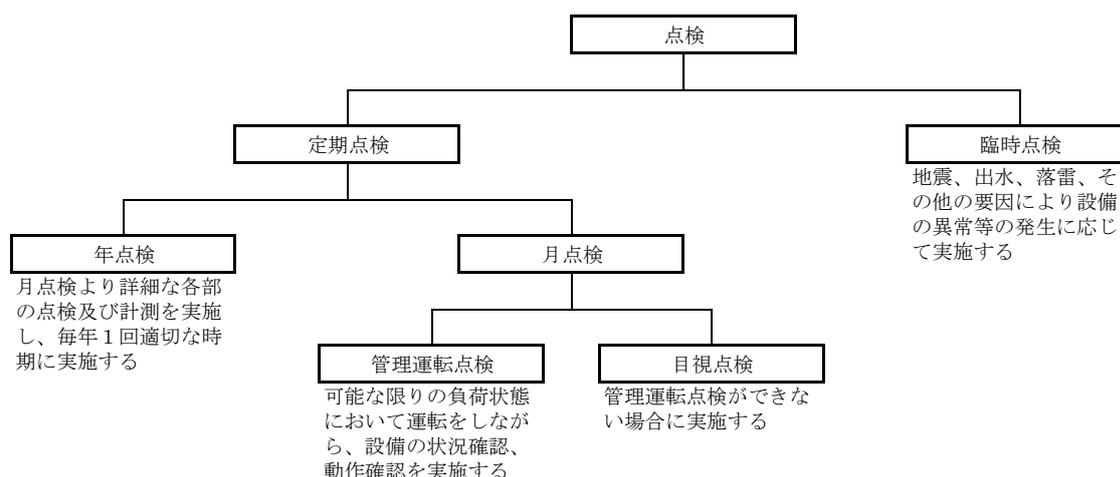
第1節 点検

3-1-1 目的

点検の目的は、機械設備の偶発的損傷、構造的損傷及び経年的損傷などによる不良部分を発見することによる設備機能損失の未然防止のほか、計画的な整備・更新のために設備健全度や劣化傾向を把握し、修理・改善を行うための資料を得ることを目的とする。

3-1-2 点検の構成

点検は以下のとおり構成され、点検の種別及び実施時期は、設計図書による。



3-1-3 点検方法

点検方法は、設計図書又は監督員の指示によるものとし、点検方法、測定箇所等を記入した点検要領を業務計画書にて監督員に提出するものとする。

3-1-4 点検作業

受注者は、点検作業については次によるものとする。

1. 機械設備の点検においては、事前に各設備の設置目的、使用環境、周辺状況、過去の故障・修理・改造・点検の履歴等、点検履行に必要な設備特性を考慮のうえ、履行しなければならない。
2. 管理技術者は、設計図書に示す所定の技術者が当たるものとする。

また、点検実施者は、当該機械設備の機能、構造等に精通し、かつ点検に十分な知識と経験を有するもので、2人以上の構成からなる組により実施するものとする。

3. 点検にあたっては、事前に作業手順、作業工程について検討を行い、履行しなければならない。

4. 点検においては、外観等の状態を確認する箇所は、十分な清掃を実施しなければならない。
5. 点検においては、作業場所に建設機械を配置する場合は、作業性、安全性に十分留意し配置するものとする。
6. 点検は、各々の点検項目に基づき、各項目ごと^①に異常の有無を確認するものとする。
7. 各計器の指示値及び各種計測値については、点検結果を時系列に整理し、管理基準値と比較することで傾向管理を行うものとする。
8. 点検中、早急に修理又は改善を要する不良、不具合箇所を発見した場合は、速やかに監督員に報告するものとする。
9. 点検にあたっては、当該機械設備の機能面及び安全面の確認を行うものとし、改善対策が必要と思われる場合は、業務報告書にて監督員に報告するものとする。
10. 点検にあたっては、当該機械設備の予備品の数量及び状態の確認を行うものとする。

また、設備機能に致命的な影響を与える機器については、保守部品等の有無を確認するものとする。

11. 点検に必要な仮設資材及び機械器具を、設計図書に示される条件に基づき、受注者の責任と費用負担により準備しなければならない。
12. 業務履行によって生じた部品及び塗装の破損箇所は、監督員と協議のうえ部品の取替あるいは部分補修塗装を行わなければならない。

3-1-5 点検記録の作成

1. 受注者は、機械設備点検整備業務報告書作成要領に定める点検記録の作成にあたっては、点検項目に基づき、設備・機器の状況変化や経過等が把握できるよう、点検結果の記録を整理作成するものとする。

なお、作成にあたっては、点検実施日の天候、温度、湿度を記載するものとする。

2. 受注者は、点検の結果を適切に記録、グラフ化し経年変化等の傾向的管理が可能となる点検履歴を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、点検記録は、設備の設計値、前回値（必要に応じて数年分）、今回値及び許容値（上下限）が含まれるものとし、内容等については監督員と打合せのうえ決定するものとする。

3. 受注者は、点検の結果、不具合箇所があった場合は、機械設備点検整備業務報告書作成要領に定める不具合箇所及び処置方法の提案に基づき、当該箇所の状態、原因、処置方法若しくは改善方法を取りまとめ、写真等現場状況を確認できる資料を添付のうえ、報告書を作成しなければならない。

なお、高度な技術を必要とする補修方法の提案については対象外とする。ただし、設計図書等に作業指示がある場合はこの限りでない。

3-1-6 計測器具等

1. 点検に要するスケール、温度計、湿度計、振動計、テスター、絶縁抵抗計等の計測機器及び分解調整用の工具類は受注者の責任と費用負担で準備しなければならない。ただし、備えつけの特殊工具については、監督員の了解を得て使用できるもの

とする。

2. 計測機器の使用にあたっては、トレーサビリティ、有効期間等を事前に確認できるように、資料を整理及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

3-1-7 定期点検（月点検）

定期点検（月点検）については、第4章水門設備、第5章揚排水ポンプ設備、第6章管理用機械設備の各章によるものとする。

3-1-8 定期点検（年点検）

定期点検（年点検）については、第4章水門設備、第5章揚排水ポンプ設備、第6章管理用機械設備の各章によるものとする。

3-1-9 臨時点検

臨時点検については、第4章水門設備、第5章揚排水ポンプ設備、第6章管理用機械設備の各章によるものとする。

第2節 整備

3-2-1 目的

整備の目的は、機械設備の故障、損傷、疲労、劣化等への対応、あるいはこれらの予防のため、定期的又は点検結果に基づき、設備の機能維持、機能保全及び機能回復のための、清掃、調整、給油、部品交換、修理等を行うものである。

3-2-2 整備方法

整備方法は、設計図書又は監督員の指示によるものとし、整備方法、整備箇所等を記入した整備要領書を、業務計画書にて監督員に提出するものとする。

3-2-3 整備作業

受注者は、整備作業については次によるものとする。

1. 機械設備の整備においては、各設備全体を目的、使用環境、周辺状況、過去の故障・修理・改造・点検の履歴等、整備履行に必要な設備特性を事前に考慮のうえ、履行にあたらなければならない。
2. 整備実施者は、当該機械設備の機能、構造等に精通し、かつ整備に十分な知識と経験を有するものでなければならない。
3. 整備の履行にあたっては、設備特性を十分理解し、適切に行うものとする。
また、事前に作業手順、作業工程について検討を行い、履行しなければならない。
4. 整備において、作業場所に建設機械を配置する場合は、作業性、安全性に十分留意し配置するものとする。
5. 整備中、新たに整備を必要とする箇所が発見された場合は、速やかに監督員に報告又は監督員と協議するものとする。
6. 整備に必要な仮設資材及び機械器具は、設計図書に示される条件に基づき、受注者の責任と費用負担により準備しなければならない。
7. 受注者は、整備終了後、設備が確実に機能を回復していることを、試運転等を行うことによって、確認しなければならない。ただし、現場状況等により確認作業を実施できない場合は、監督員と協議するものとする。

3-2-4 整備記録の作成

整備記録の作成にあたっては、下記によるものとする。

1. 受注者は、整備について整備記録を作成し、監督員に提出しなければならない。
2. 受注者は、整備記録には整備箇所の写真、図面等を添付するものとする。
3. 受注者は、整備を実施した場合は、整備箇所及び整備内容について、その後の整備に参考となる事項を適切に記録するものとする。

3-2-5 定期整備

1. 一般事項

定期整備は、一定期間ごと又は計画的に実施する分解点検や部品交換で、設備・機器の機能維持を目的としたものである。

2. 整備内容

整備内容は、設計図書による。

3. 整備記録の作成

整備記録の作成にあたっては、下記によるものとする。

- (1) 受注者は、整備について整備記録を作成し、監督員に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、整備記録には整備箇所の写真、図面等を添付するものとする。
- (3) 受注者は、整備を実施した場合は、整備箇所及び整備内容について、その後の整備に参考となるよう、次の事項について記録するものとする。
 - ① 整備（分解）前後の軸芯、振動等計測記録（計測した場合）
 - ② 整備（分解）時の部品状態（新・旧）点検記録（主要部品）
 - ③ 整備（分解）後の部品検査記録（主要部品）
 - ④ その他必要なもの

第4章 水門設備

第1節 総則

4-1-1 適用

この章は、河川用水門設備及びダム用水門設備に適用する。

なお、河川用水門設備には、堰、水門、閘門、樋門等を含むものとし、ダム用水門設備には、ダム用水門、放流ゲート・バルブ、取水設備を含むものとする。

4-1-2 一般事項

水門設備の点検・整備にあたっては、設計図書によるほか、1-1-39に規定する関係諸法令及び次の基準・要領等に準拠するものとする。

- (1) 機械設備管理指針 (水資源機構)
- (2) ダム・堰施設技術基準 (案) (国土交通省)
- (3) ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・マニュアル編)
(ダム・堰施設技術協会)
- (4) ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準 (案)
(国土交通省)
- (5) ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準 (案) 同解説
(国土交通省)

第2節 点検

4-2-1 点検方法及び項目

1. 点検方法及び項目は、設計図書による。

4-2-2 定期点検 (月点検)

1. 一般事項

月点検は、機械設備の信頼性の確保と機能の保全を図ることを目的として、設備各部の異常の有無、発錆の有無、給油状態、損傷発生の有無等の把握並びに各部の機能確認等に主眼をおき実施し、管理運転点検又は目視点検を行うものとする。

なお、河川用水門設備及びダム用水門設備については、管理運転点検を原則とする。また、点検にあたっては次の事項に注意して行うものとする。

- (1) 水密部の劣化、損傷及び異常漏水の有無。
- (2) 各機器、配管、タンク等からの油や水、エアリー漏れの有無。
- (3) 各部のボルト・ナット類のゆるみ、脱落の有無。
- (4) 各部の外観異常の有無及び清掃状態。
- (5) 操作盤内の乾燥状態、汚損、破損及び経年劣化等による機器の過熱等の異常の有無。
- (6) 各部の塗装の劣化及び錆の発生と進行状況。
- (7) 管理運転時の各部の異常振動、異常音、過熱の有無、及び各計器等のデータ記録。

- (8) 潤滑油、作動油等の量・劣化・圧力の確認。
- (9) 可動部分や流入水路、排水路、配管等への塵芥、土砂など障害物の堆積の有無。
- (10) 吊り金具類のゆるみ、アンカー周辺部の亀裂、コンクリートの剥離の有無等。

2. 管理運転点検

管理運転点検は、可能な限りの負荷状態において運転をしながら、設備の状況確認、動作確認を行うもので、設備各部の異常の有無や、障害発生状況の把握並びに各部の機能確認等のため、当該設備の状態に応じて、目視、計測等により外観の異常の有無、前回点検時以降の変化の有無について確認を行うものとする。

なお、動作確認は、予備機・予備動力系についても行うものとする。

3. 目視点検

目視点検は、設備各部の異常の有無や、障害発生状況並びに各部の機能確認のため、設備の状態に応じて、目視による外観の異常の有無、前回点検時以降の変化の有無について確認を行うものとする。

目視点検は、管理運転点検ができない場合に実施するものとする。

4-2-3 定期点検（年点検）

1. 一般事項

年点検は、機械設備の信頼性の確保と機能の保全を図ることを目的として全体的機能の確認に主眼をおき、目視、計測等により外観の異常の有無及び計測機器による測定や分析、作動テストなどの方法により、総合的な点検を行うことを標準とする。

また、受注者は、4-2-2の事項に加え、次の事項に注意して行うものとする。

- (1) 操作盤の各種計器類、リレー、プログラマブルロジックコントローラ（以下「PLC」という。）等の指示・作動・通信状況及び各機器異常の有無。
- (2) 配線の接続状態及び絶縁抵抗、接地抵抗等の確認。
- (3) 各部材・機器の摩耗、変形、損傷等の有無。
- (4) 各種計測値の傾向管理。

4-2-4 臨時点検

1. 一般事項

臨時点検は、地震、落雷、その他の要因により設備の異常等が発生した場合、その都度、機械設備（又は施設）の点検を行うもので、受注者は、設計図書又は監督員の指示により、4-2-2 定期点検（月点検）又は4-2-3 定期点検（年点検）の項に準じて行うものとする。

4-2-5 点検要領

点検要領は、設計図書によるものとするが、特に、下記事項に留意して行うものとする。

- 1. 計画工程表の作成にあたっては、天候、周辺の用水の使用状況、潮の干満、ダム貯水位運用等を考慮し点検時期を計画するものとする。
- 2. 越流部、扉体内部、水密部、ローラ部、ヒンジ部及び戸溝においては、流木、塵芥及び土砂等の堆積物の有無を確認するものとする。
- 3. 扉体については、腐食、変形、溶接割れ、塗膜劣化状況を確認するとともに、運転中の異常振動、異常音、片吊り等の確認を行うものとする。

4. 主ローラ、補助ローラ、シーブ等の回転部位には必要に応じ適切な潤滑を行い、摩耗、焼付及び腐食等を防ぐとともに回転状態の確認を行うものとする。
5. 水密ゴムの変形、損傷、劣化等の有無、漏水等の発生の有無を確認するものとする。
6. 電動機、内燃機関、油圧ポンプ等は、運転中に異常振動、異常音及び異常な過熱等の発生の有無について確認を行うものとする。
また、内燃機関については排気音・色等、排気の状態も確認するものとする。
7. ワイヤロープについては、発錆、素線切れ、給脂状態、ロープ末端のリミットスイッチ及びストライカーのズレ等を確認するとともに、ロープ径の計測確認を行うものとする。
8. 油圧式開閉機においては、シリンダ、油圧ユニット、バルブ、タンク、配管等において、運転中の異常振動、異常音、異常な過熱等の発生の有無、油圧シリンダのずり落ち量計測、漏油及び作動油の劣化状態等の確認を行うとともに、円滑に作動することを確認するものとする。
9. 制動装置については、ライニング等の隙間計測及び腐食状態確認を行うとともに、ライニングの固着に注意し、円滑に作動することを確認するものとする。
10. 切替装置、減速機等においては、運転中の異常振動、異常音、異常な過熱等の発生の有無の確認を行うとともに、漏油の有無についても確認を行うものとする。
11. 開放歯車は、歯面の摩耗、損傷、歯当たりの確認及びバックラッシの計測を行うとともに、運転中の異常振動、異常音の発生を確認するものとする。
12. ラック式やスピンドル式開閉機においては、ラック棒やスピンドルの曲がり、変形や異常な摩耗が生じていないかを確認するものとする。
13. 軸受、軸継手等は、芯ずれ、潤滑油の油量と劣化について確認するとともに、運転中の異常振動、異常音、過熱等の発生の有無を確認するものとする。
計測装置等については、運転中に適正に計測及び作動することを確認するものとする。
14. 計測装置等については、運転中に適正に計測及び作動することを確認するものとする。
15. 操作制御設備については、シーケンス、操作スイッチ、補助継電器等の動作確認、取付状態等の確認、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定等の確認を行うとともに、計測値、補助機器等が正常に作動していることを確認するものとする。
また、PLCについては、目視により異常の有無やメモリ保持用電池の使用期限を確認するものとする。
16. 点検時に、操作の保護（インタロック）を解除する場合には、設備への悪影響を及ぼさないよう事前確認を行い、点検終了時は、現状復旧を確実にを行うものとする。
17. 管理運転時には、全開・全閉の確認（ただし、現場状況によりできない場合を除く。）、各機器等の発熱、異常振動、異常音、作動状態、計器の表示、表示灯の状態及び内燃機関の排気の状態等を総合的に点検するものとする。
18. ゲートの操作にあたっては事前に監督員と運転範囲や運転条件について十分に確認するものとする。

なお、河川の下流側への水位上昇等がある場合は、当該設備の操作規則等に従い操

作を行い、周辺状況に十分留意するものとする。

19. 管理運転にあたっては、水密部の乾湿状況及び凍結の有無を確認し、水密ゴムが変形、損傷しないように必要に応じて適切な処置を講じるものとする。

また、内水位や外水位の影響を考慮のうえ実施するものとし、実施時は各機器等及び周囲の監視を行うものとする。

20. 自家発電設備が自家用電気工作物に該当する場合は、別に定める「自家用電気工作物保安規定」に基づき適切に点検を行うものとする。
21. 戸当り及び防護柵や管理橋等の鋼製付属設備については、腐食、変形、溶接割れ、塗膜劣化、ボルト等の取付状況を確認するものとする。
22. 高所での点検作業を行う際は、転落防止等の安全対策を十分施したうえで実施するものとする。

第5章 揚排水ポンプ設備

第1節 総則

5-1-1 適用

この章は、揚排水ポンプ設備、ポンプゲート設備とその付属設備及び付属施設に適用する。

5-1-2 一般事項

揚排水ポンプ設備の点検・整備にあたっては、設計図書によるほか、1-1-36に規定する関係諸法令及び次の基準・要領等に準拠するものとする。

- (1) 機械設備管理指針 (水資源機構)

第2節 点検

5-2-1 点検方法及び項目

点検方法及び項目は、設計図書による。

5-2-2 定期点検（月点検）

1. 一般事項

定期点検（月点検）は、機械設備の信頼性確保と機能の保全を目的として、設備各部の異常の有無、発錆の有無、給油状態、損傷発生の有無等の把握並びに各部の機能確認等に主眼をおき実施し、管理運転点検又は目視点検を行うものとする。

なお、揚排水ポンプ設備については、管理運転点検を原則とする。

また、受注者は、次の事項に注意して行うものとする。

- (1) フランジ継手等からの漏水。
- (2) 各機器、配管、タンク等からの油や水、エアの漏れ。
- (3) 各部のボルト・ナット類のゆるみ、脱落の有無。
- (4) 各部の外観異常の有無及び清掃状態。
- (5) 操作盤内の乾燥状態、汚損、破損及び経年劣化等による機器の過熱等の異常の有無。
- (6) 各部の給油状態。
- (7) 各部の塗装の劣化及び錆の発生と進行状況。
- (8) 管理運転時の各部の異常振動、異常音、過熱の有無。
- (9) 運転時間及び管理運転による各計器のデータ記録。
- (10) 冷却水、潤滑水、潤滑油、作動油等の量・劣化・圧力の確認。
- (11) 可動部分や流入水路、排水路、配管等への塵芥、土砂など障害物の堆積の有無。
- (12) 吊り金具類のゆるみ、アンカー周辺部の亀裂、コンクリートの剥離の有無等。

2. 管理運転点検

管理運転点検は、可能な限りの負荷状態において運転をしながら、設備の状況確認、動作確認を行うもので、設備各部の異常の有無や、障害発生状況の把握並びに各部の機能確認等のため、当該設備の状態に応じて、目視、計測等により外観の異常の有無、前回点検時以降の変化の有無について確認を行うものである。

なお、動作確認は、予備機・予備動力系についても行うものとする。

3. 目視点検

目視点検は、設備各部の異常の有無や、障害発生状況並びに各部の機能確認のため、設備の状態に応じて、目視による外観の異常の有無、前回点検時以降の変化の有無について確認を行うものである。

目視点検は、管理運転点検ができない場合に実施するものとする。

5-2-3 定期点検（年点検）

1. 一般事項

年点検は、機械設備の信頼性の確保と機能の保全を図ることを目的として全体的機能の確認に主眼をおき、目視、計測等により外観の異常の有無及び計測機器による測定や分析、作動テストなどの方法により、総合的な点検を行うことを標準とする。

また、受注者は、5-2-2の事項に加え、次の事項に注意して行うものとする。

- (1) 操作盤の各種計器類、リレー、プログラマブルロジックコントローラ（以下「PLC」という。）等の指示・作動・通信状況及び各機器異常の有無。
- (2) 配線の接続状態及び絶縁抵抗、接地抵抗等の確認。
- (3) 各部材・機器の摩耗、変形、損傷等の有無。
- (4) 各種計測値の傾向管理。

5-2-4 臨時点検

1. 一般事項

臨時点検は、地震、落雷、その他の要因により設備の異常等が発生した場合、その都度、機械設備の点検を行うもので、受注者は、設計図書又は監督員の指示により、5-2-2定期点検（月点検）又は5-2-3定期点検（年点検）の項に準じて行うものとする。

5-2-5 点検要領

点検要領は、設計図書、関係諸法令及び関係基準・要領等によるものとするが、特に、下記事項に留意して行うものとする。

1. 計画工程表の作成にあたっては、天候、周辺の用水の使用状況、潮の干満等を確認し点検時期を決定するものとする。
2. 主ポンプ設備においては、下記に留意して点検を実施するものとする。
 - (1) 主ポンプ主軸においては、軸芯の狂い、運転中の軸受等の異常振動、温度の計測及び異常音の有無の確認を行い、良好な運転が行われているかを確認するものとする。
 - (2) 各潤滑油においては、油量が適切であるか、漏油の有無等の確認を行うとともに、使用油の劣化状態についても確認するものとする。
 - (3) グランドパッキンは、異常過熱の有無と水の漏れ量が適量であるか確認を行うものとする。
 - (4) 計器類は、破損、汚れの状況及び正確に計測・動作しているかを確認するものとする。
 - (5) 吐出弁においては、腐食、グランド部漏水の確認を行うとともに、運転中の異常振動、異常音の有無及び異常な発熱がないことの確認を行い、良好な運転が行われ

ているかを確認するものとする。

- (6) 水中軸受への給脂は、潤滑部が十分に充填されるまで実施するものとする。
3. 主ポンプ駆動設備においては、下記に留意して点検を実施するものとする。
- (1) 潤滑油については、オイルパン内の潤滑油量、水分、沈殿物の有無を確認するものとする。
- (2) 潤滑油ポンプ、初期潤滑油ポンプについては、配管等からの漏油の有無、ポンプ本体の発熱、異常振動及び異常音について確認を行うものとする。
- (3) 給気取入口及び排気口の閉塞の有無、排気ダクト及び断熱被覆等の破損、亀裂の有無を確認するものとする。
- また、エンジン始動時は、目視可能な範囲において、排気管及びその周辺に小枝や鳥の巣等、引火しやすい物がないことを確認するものとする。
- (4) 運転状況は、異常振動、発熱、駆動音等について確認し、ガスタービンエンジンについては、他に始動及び停止時間、排気温度、回転数等について確認を行い、円滑な運転がなされているかを点検するものとする。
- (5) 電動機については、電流値が定格以下で通常の電流値に比べて大幅な変動がないことを確認するものとする。
- また、絶縁抵抗測定、接地抵抗等の確認を行うものとする。
- (6) 電動機のブラシは計測し、偏摩耗等がないか確認を行い、ブラシダストが付着している場合は、清掃を実施するものとする。
- (7) ディーゼルエンジンについては、燃料噴射ポンプの噴射圧力、噴霧状態、弁座の油密状態を確認するものとする。
- (8) ディーゼルエンジンのシリンダヘッドは、給・排気弁の弁頂部すきま調整を行うものとする。
- (9) ディーゼルエンジンの始動時に際して、始動失敗や起動渋滞等が発生した場合は、排気管内に未燃焼ガスの滞留が考えられるので、再始動を行う際は安易に再始動せず、十分な対策を講じた後に実施するものとする。
- また、ガスタービンエンジンにおいても、始動失敗や起動渋滞等が発生した場合は、状況確認及び対策を講じた後に実施するものとする。
- (10) 減速機において点検窓が備えられている場合は、歯面の損傷等の確認を点検窓より行うとともに、運転中の異常振動、温度の計測及び異常音の有無の確認を行い、良好な運転が行われているかを確認するものとする。
- (11) 各潤滑油においては、油量が適量であるか、漏油の有無等の確認を行うとともに、使用油の劣化状態についても確認するものとする。
- (12) 計器類は、破損、汚れの状況及び正確に計測・動作しているかを確認するものとする。
- (13) 自家発電設備における、ディーゼルエンジン、ガスタービンエンジンの点検・整備にあたっては、本項によるものとする。
4. 系統機器設備については、下記の点に留意して点検を行うものとする。
- (1) 真空ポンプについては、運転中の異常振動、軸受温度、グランド部の漏れ量、満水時間等を確認するものとする。

(2) 空気圧縮機については、冷却水量、Vベルトたわみ量、異常振動、吐出圧力、充填時間等の確認を行うものとする。

(3) 始動空気槽については、空気槽、配管からの漏れ、タンク圧力、弁の作動確認を行うものとする。

また、ドレン抜きを励行するものとする。

(4) 燃料貯油槽については、タンク内の水分の混入及びスラッジの堆積の有無も確認し、必要に応じて、除去するものとする。

また、燃料系配管、小出槽、機付きタンク等各部の漏油の有無についても確認するものとする。

(5) 冷却系統については、運転中の異常振動、温度の計測及び異常音の有無、冷却水の漏れ、バルブ状況の確認等を行い、良好な運転が行われているか確認するものとする。

また、ろ過装置に詰まりや配管途中の点検窓等に汚れが確認された場合は、分解清掃を実施し冷却水が適切に循環するよう処置するものとする。

5. 除塵設備については、運転中の軸受等の異常振動、温度の計測及び異常音の有無の確認を行い、良好な運転が行われているか確認するものとする。

6. 監視操作制御設備については、シーケンス、操作スイッチ、補助継電器等の動作確認、取付状態等の確認、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定等の確認を行うとともに、計測値、補助機器等が正常に作動していることを確認するものとする。

併せて、連動、手動、自動操作が正常に動作することも確認するものとする。

また、PLCについては、運転時に正常な動作・表示を確認するとともに、バックアップ電池の使用期限を確認するものとする。

7. 排水ポンプ設備については、機器の分解等を行う場合は、ポンプ排水運転の機能確保の対策を行ったうえで実施し、急な出水にも対応可能としなければならない。

8. 点検時には、吸水槽内等での酸欠、有毒ガスによる中毒事故に備え、必要な措置を事前に講ずるものとする。

9. 点検時に、操作の保護（インタロック）を解除する場合には、施設への悪影響を及ぼさないよう事前確認を行い、点検終了時は、所定の状態への復旧を行うものとする。

10. 管理運転は、負荷状態で行うことを基本とする。

なお、現場条件により無負荷運転を行う場合は、クラッチの脱着やカップリングの確実な離脱を行う必要から、管理運転方法の詳細については、監督員と協議し決定するものとする。

管理運転にあたっては、水位や流量の影響を考慮のうえ、監督員と協議のうえ実施するものとし、実施時は周囲の監視を行うものとする。

また、管理運転等による設備の騒音発生が周辺住民へ及ぼす影響も考慮のうえ、実施するものとする。

第6章 管理用機械設備

第1節 総則

6-1-1 適用

この章は、管理用機械設備の昇降設備（エレベータ、インクライン、モノレール）、係船設備、堤内排水設備及び水質保全設備に適用する。

6-1-2 一般事項

管理用機械設備の点検・整備にあたっては、設計図書によるほか、1-1-36に規定する関係諸法令及び次の基準・要領等に準拠する。

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| (1) 機械設備管理指針 | (水資源機構) |
| (2) ダム・堰施設技術基準（案） | (国土交通省) |
| (3) ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編） | (ダム・堰施設技術協会) |
| (4) クレーン等安全規則 | (厚生労働省) |

6-1-3 点検要領

点検要領は、設計図書、関係諸法令及び関係基準・要領等によるが、特に下記事項に留意して行うものとする。

1. 計画工程表の作成にあたっては、天候、ダム周辺の使用状況等を確認し、点検時期を計画するものとする。
2. 水質保全設備においては、各設備全般の動作状況を確認し、各構成機器が適切に動作する事を確認するものとする。
また、給気装置・揚水装置等は、運転中に異常振動、異常音及び異常な過熱等の有無について確認を行うものとする。
3. 操作制御設備については、シーケンス、操作スイッチ、補助継電器等の動作確認、取付状態等の確認、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定等の確認を行うとともに、計測値、補助機器等が正常に作動していることを確認するものとする。
また、PLCについては、目視により異常の有無やメモリ保持用電池の使用期限を確認するものとする。
4. 点検時に、操作の保護（インタロック）を解除する場合には、施設への悪影響を及ぼさないよう事前確認を行い、点検終了時は、現状復旧を確実にを行うものとする。
5. 高所での点検作業を行う際は、転落防止等の安全対策を十分施したうえで実施するものとする。

第2節 昇降設備

6-2-1 エレベータ

1. 点検方法及び項目

点検方法及び項目は、設計図書による。

2. 点検内容

- (1) 定期点検（保守点検）

定期点検は、機械設備の信頼性の確保と機能の保全を図ることを目的として、定期的な点検（機器等の損傷、変形、摩耗、振動などの異常・不具合の調査）及び定期的な保守（機器等の清掃・給油・調整など）を主体とした点検を行うものとする。

なお、原則として管理運転による動作確認を行うものとする。

また、点検は建築基準法に準拠し、専門技術者が行うものとし、次の事項に注意して行うものとする。

- ① 機械室内の環境状態
- ② 主開閉器、受電盤、制御盤、起動盤、信号盤の作動状況
- ③ 巻上機、電動機、電磁ブレーキ、シーブ及び调速機の作動状態
- ④ かごの運行状態
- ⑤ かご室の周壁、天井及び床の摩耗、錆、腐食の有無
- ⑥ ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無
- ⑦ かご室内の操作盤、照明器具、換気扇、表示器及び安全装置の作動状態
- ⑧ インターホン、電話機等の外部連絡装置の作動状態
- ⑨ かご上部外観の汚れの有無
- ⑩ ドア開閉装置の作動状態
- ⑪ 着床装置の作動状態
- ⑫ 乗場ボタン、位置表示灯の作動状態
- ⑬ ピット内の環境状態

（2）臨時点検

臨時点検は、地震、落雷、その他の要因により設備の異常等が発生した場合、その都度、機械設備の点検を行うもので、受注者は、設計図書又は監督員の指示により、（1）定期点検（保守点検）の項に準じて行うものとする。

6-2-2 モノレール

1. 点検方法及び項目

点検方法及び項目は、設計図書による。

2. 点検内容

（1）定期点検（月点検）

月点検は、機械設備の信頼性の確保と機能の保全を図ることを目的として、設備各部の異常の有無、発錆の有無、給油状態、損傷発生の有無等の把握並びに各部の機能確認等に主眼をおき実施し、管理運転点検又は目視点検を行うものとする。

なお、原則として管理運転による動作確認を行うものとする。

また、点検にあたっては各機器の点検は水門設備に準ずるものとする。

- ① 各部の塗装の劣化及び発錆の有無
- ② 車両・搬器本体の損傷、変形、点灯、動作状態
- ③ 電動機、減速機、ブレーキの作動状態の確認
- ④ 各部のボルト・ナット類のゆるみ、脱落の有無
- ⑤ 各表示灯の状態確認

- ⑥ 搬器内の操作機器、通信装置の作動状態の確認
- ⑦ 乗場ボタン、位置表示器の作動状態の確認
- ⑧ 走行レール、ラックの損傷、変形、腐食の有無及び取付状態
- ⑨ 走行・ガイドローラの作動状態及び給油状態
- ⑩ 絶縁トロリ、ガイドの損傷、変形、腐食、摩耗の有無及び取付状態
- ⑪ 制御盤、監視盤、安全装置、保護装置、配線等の損傷、作動状態

(2) 定期点検（年点検）

年点検は、機械設備の信頼性の確保と機能の保全を図ることを目的として全体的機能の確認に主眼をおき、目視、計測等により外観の異常の有無及び計測機器による測定や分析、作動テストなどの方法により、総合的な点検を行うことを標準とする。

また、受注者は、(1) 定期点検（月点検）の事項に加え、次の事項に注意して行うものとし、各機器の点検は水門設備に準ずるものとする。

- ① 電源設備等の各種計器類、リレー等の指示・作動状況及び異常の有無
- ② 配線の接続状態及び絶縁抵抗、接地抵抗等の確認
- ③ 部材・機器の摩耗、変形、損傷等有無
- ④ 運転時の各部の異常振動、異常音、加熱の有無
- ⑤ 潤滑油等の量の確認
- ⑥ 設備の運転により主要機器及び補助機器の運転状態、センサーの動作と信号の入出力、シーケンスチェック等

(3) 臨時点検

臨時点検は、地震、落雷、その他の要因により設備の異常等が発生した場合、その都度、機械設備の点検を行うもので、受注者は、設計図書又は監督員の指示により、(1) 定期点検（月点検）又は(2) 定期点検（年点検）の項に準じて行うものとする。

6-2-3 インクライン

1. 点検方法及び項目

点検方法及び項目は、設計図書による。

2. 点検内容

(1) 定期点検（月点検）

月点検は、機械設備の信頼性の確保と機能の保全を図ることを目的として、設備各部の異常の有無、発錆の有無、給油状態、損傷発生の有無等の把握並びに各部の機能確認等に主眼をおき実施し、管理運転点検又は目視点検を行うものとする。

なお、原則として管理運転による動作確認を行うものとする。

また、点検にあたっては次の事項に注意して行うものとし、巻上機及び電気機器の点検は水門設備に準ずるものとする。

なお、点検は、労働安全衛生法を準拠し、専門技術者が行うものとする。

- ① 各部の塗装の劣化及び発錆の有無
- ② 電動機、減速機、ブレーキの作動状態の確認

- ③ 搬器本体の損傷、変形、腐食、動作状態
- ④ 走行レール損傷、変形、腐食、取付状態
- ⑤ 主ロープの変形の有無
- ⑥ 受ローラの外観及び作動状態
- ⑦ 保管船台の外観状態
- ⑧ 格納クレーンの作動状態
- ⑨ 浮棧橋、ガイドレールの損傷、変形
- ⑩ 操作盤、制御盤、監視盤の作動状態
- ⑪ 安全装置及び保護装置の作動状態

(2) 定期点検（年点検）

年点検は、機械設備の信頼性の確保と機能の保全を図ることを目的として全体的機能の確認に主眼をおき、目視、計測等により外観の異常の有無及び計測機器による測定や分析、作動テストなどの方法により、総合的な点検を行うことを標準とする。

また、受注者は、(1) 定期点検（月点検）の事項に加え、次の事項に注意して行うものとし、巻上機及び電気機器の点検は水門設備に準ずるものとする。

- ① 電源設備等の各種計器類、リレー等の指示・作動状況及び異常の有無
- ② 配線の接続状態及び絶縁抵抗、接地抵抗等の確認
- ③ 部材・機器の摩耗、変形、損傷等の有無
- ④ 運転時の各部の異常振動、異常音、加熱の有無
- ⑤ 潤滑油等の量の確認
- ⑥ 設備の運転により主要機器及び補助機器の運転状態、センサーの動作と信号の入出力、シーケンスチェック等

(3) 臨時点検

臨時点検は、地震、落雷、その他の要因により設備の異常等が発生した場合、その都度、機械設備の点検を行うもので、受注者は、設計図書又は監督員の指示により、(1) 定期点検（月点検）又は(2) 定期点検（年点検）の項に準じて行うものとする。

第3節 係船設備

係船設備の点検は、6-2-3 インクラインに準ずるものとする。

第4節 堤内排水設備

堤内排水設備の点検は、第5章揚排水ポンプ設備第2節点検に準ずるものとする。

第5節 水質保全設備

1. 点検方法及び項目

点検方法及び項目は、設計図書による。

2. 点検内容

(1) 定期点検（月点検）

月点検は、陸上点検を主体とし、機械設備の信頼性の確保と機能の保全を図ることを目的として、設備各部の異常の有無、発錆の有無、給油状態、損傷発生の有無等の把握並びに各部の機能確認等に主眼をおき実施し、管理運転点検又は目視点検を行うものとする。

なお、原則として管理運転による動作確認を行うものとする。

また、点検にあたっては次の事項に注意して行うものとし、電気機器の点検は水門設備に準ずるものとする。

- ① 各部の塗装の劣化及び発錆の有無
- ② 係留装置の損傷、取付状態
- ③ 散気装置の作動状態の確認
- ④ 散気管の損傷、変形、目詰りの有無
- ⑤ 給気ホースの損傷、変形、破れ、空気漏れの有無
- ⑥ 空気圧縮機の作動状態
- ⑦ 配管・継ぎ手の外観及び空気漏れの有無
- ⑧ ドレン排出装置の作動状態の確認
- ⑨ フィルタ類の目詰りの有無
- ⑩ 油水分分離装置の汚染状態の確認
- ⑪ 操作盤、制御盤、監視盤の作動状態

(2) 年点検

年点検は、機械設備の信頼性の確保と機能の保全を図ることを目的として全体的機能の確認に主眼をおき、目視、計測等により外観の異常の有無及び計測機器による測定や分析、作動テストなどの方法により、総合的な点検を行うことを標準とする。

また、受注者は、(1) 定期点検(月点検)の事項に加え、次の事項に注意して行うものとし、電気機器の点検は水門設備に準ずるものとする。

- ① 電源設備等の各種計器類、リレー等の指示・作動状況及び異常の有無
- ② 配線の接続状態及び絶縁抵抗、接地抵抗等の確認
- ③ 部材・機器の摩耗、変形、損傷等の有無
- ④ 運転時の各部の異常振動、異常音、加熱の有無
- ⑤ 潤滑油等の量の確認
- ⑥ 設備の運転により主要機器及び補助機器の運転状態、センサーの動作と信号の入出力、シーケンスチェック等

(3) 臨時点検

臨時点検は、地震、落雷、その他の要因により設備の異常等が発生した場合、その都度、機械設備の点検を行うもので、受注者は、設計図書又は監督員の指示により、(1) 定期点検(月点検)又は(2) 定期点検(年点検)の項に準じて行うものとする。